

北海道議會時報

第 20 卷 第 2 号

昭 和 43 年 2 月



北 海 道 議 会 事 務 局

北海道議會時報第20卷第2号(昭和43年)

…… 第 2 号 目 次 ……

議 会 の 動 き

議会運営委員会	1
常任委員会	1
特別委員会	4
総合開発調査特別委員会	
石炭対策特別委員会	
北海道百年記念事業特別委員会	
札幌オリンピック冬季大会特別委員会	

会 合

全国都道府県議会議長会	5
全国都道府県議会畜産振興対策協議会	5
全国都道府県議会離島振興促進協議会	5
全国酪農経営安定対策連絡協議会	5

資 料

行政実例	6
------	---

1 月 の メ モ

表紙写真

—第19回さつぼろ雪まつり—

(愛染明王)

北海道議会議務局撮影

総務委員会

議会運営委員会

- 1月19日 午前11時43分、議長室において議会運営効率化小委員会を開議、午後3時50分散会、小委員長 奥野 善造(自民)

事務局長から、検討事項のうち、2月定例会までに結論を出さなければならない、緊急質問、討論、少数意見の留保、諸派の質疑、質問の取り扱いについての参考資料について説明を聴取の後、小委員会を休憩して検討を行なうこととし、午前11時53分休憩、(休憩中、各小委員等から意見の交換が行なわれた。)午後3時48分再開、休憩中協議した事項に対する最終決定は、各党の了承を得たのちに行なうこととした。

- 1月19日 午前11時39分、第1委員会室において開議、午後零時36分散会、委員長 神部 俊郎(自民)

一般議事

- ① 青木委員(社会)から、43年度国費予算等に関する中央折衝の経過について報告があり、引き続き本件に関し、総務部長、企画部長からそれぞれ説明を聴取した後、
青木委員(社会)から、札幌冬季オリンピック施設等補助率が4分の3から3分の2となった結果に対する道予算への影響と見解、オリンピックに支出される財源内訳、特別会計とする考え方等に対する見解等について質疑、総務部長から答弁があつて異議なく報告を了承。
- ② 総務部長から、本庁新庁舎移転計画について説明。
- ③ 道警防犯部長から、歳末警戒取り締り実施状況について説明。
- ④ 道警交通部長から、42年中の交通事故発生検挙状況について説明の後、
池島委員(社会)から、貨物自動車事故高率の原因、労働基準局は運転手のノルマについて指摘しているが今後の雇用者に対する検討方等について質疑、道警交通部長から答弁。
- ⑤ 委員長から、全国航空自衛隊基地視察ならびに寒冷地手当増額支給に関する中央折衝の実施についてははかり、異議なくそのことに決定、派遣時期、派遣委員については、委員長に一任することとした。
- ⑥ 池島委員(社会)から、札幌市の地域暖房計画に関し、都市公害のための集中暖房の必要性、全体予算と融資等について質疑、企画部長から答弁。

厚生委員会

- 1月20日 午前11時9分、第1委員会室において開議、午前11時41分散会、委員長 岩田 徳治(自民)

一般議事

委員長から、43年度民生、衛生関係国費予算中央折衝の経過について報告、ついで民生、衛生両部長から予算の概要について説明の後、
大石委員(社会)から、道内における血液の不足状況

と今後の強力な施策の推進、

新川委員(社会)から、道の予算編成のスケジュールについて質疑、民生部長、衛生部長から答弁。

商工労働委員会

○1月10日 午前11時35分、第1委員会室において開議、午後零時45分散会、委員長 湯田 有治(社会)

一般議事

- ① 商工部長から、年末金融の実施結果について説明。
- ② 商工部長、企業局長および労政課長から、43年度商工、企業局、労働関係国費予算に関する現在までの内示は握状況について説明。
- ③ 商工部長から、最近における企業倒産の状況について説明の後、

笠島委員(社会)から、田畑組の倒産に関し、信用保証協会からの融資額、下請業者数と負債額、従業員に対する対策、下請関係の労働者の失業保険加入の有無と実態のは握状況、防貧金庫のようなものを設定し、緊急な場合に直ちに必要な生活資金を貸し付けて急場をしのぐ方策の可否、道は、企業診断や監視の面をもつと強化し、情報網を整備して事前に情報をキャッチできるように道の機能を高めることの見解、

佐藤(幹)委員(自民)から、情報活動に関し、支庁の商工係強化に対する見解、

玉村委員(自民)から、信用保証協会の高利債肩替りについて積極的にやっつけてほしい等について質疑、意見および要望があり、商工部長、労政課長から答弁、委員長から、防貧金庫の検討、不況対策のための本部設置の検討等について重ねて要望があった。

- ④ 43年度国費予算に関する中央折衝をさらに継続することとし、派遣時期、派遣委員等については、委員長に一任することに決定。

本日聴取した陳情

北海道合板の輸出振興について

北海道合板組合代表

農務委員会

○1月12日 午後1時51分、第1委員会室において開議、午後2時13分散会、委員長 堀田 毅(自民)

一般議事

- ① 委員長から、昨年末から2班をもつて実施した43年度農業関係国費予算要望に関する中央折衝の経過につ

いて報告、異議なくこれを了承。

- ② 農務部次長から、43年度農業関係国費予算内示額について説明の後、

高橋(正)委員(自民)から、総合金融制度の状況について質疑、農務部次長から答弁。

- ③ さきの委員会において要求あつた農業改良普及所の広域活動に関する資料の提出があつた旨を報告。

建設委員会

○1月5日 午前11時10分、第4委員会室において開議、午前11時32分散会、委員長 池田 金助(自民)

一般議事

- ① 津川委員(公正ク)から、43年度開発予算に関する中央折衝の概要について報告、異議なくこれを了承、ついで、建築部長からその後の経過について説明。

- ② 山口委員(自民)から、冬期試験工事に関し、施行地域、目的、工種、工程等および積極的な通年施工対策の推進について質疑、意見および要望があり、土木部長および建築部長から答弁。

○1月17日 午前11時58分、第4委員会室において開議、午後零時42分散会、委員長 池田 金助(自民)

一般議事

- ① 委員長から、43年度開発予算に関する中央折衝の過渡について報告、異議なくこれを了承、ついで、土木部長および建築部長から、43年度国費予算の内示概要について説明を聴取の後、

井口委員(社会)から、建築単価のアップによる市町村の超過負担の程度、

津川委員(公正ク)から、建設機械費に関し、直轄と補助の格差が大きい理由、

山口委員(自民)から、石炭庫の単価に関し、耐火構造に対する見解、

渡辺(浩)委員(社会)から、42年度の事業繰り延べと新予算案の関連に対する見解、計画どおりの実施方、委員長から、全国と道の各事業ごとの割り合い等について質疑、意見および要望があり、土木部長および建築部長から答弁。

- ② 渡辺(浩)委員(社会)から、札幌バイパス路線に関し、道の考え方と慎重な措置、

井口委員(社会)から、本件に関し慎重な取り運び方について質疑、意見および要望があり、土木部長から答弁。

農地開拓委員会

○1月18日 午前11時36分、第3委員会室において開議、午後零時42分散会、委員長 山田 勲(社会)

請願、陳情の審査

請願

第58号 農免道路整備事業新規地区採択の件

(保留)

第59号 開拓薪炭備林払下げの件

(保留)

一般議事

委員長から、43年度農地開拓関係国費予算に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承。ついで、農地開拓部長から、事項別の細目等について説明の後、

二瓶委員(自民)から、トラクターの貸付方法と経営面積の対比に対する検討、

道下委員(社会)から、開発予算との関連、中型トラクターの能力と北海道の適合性について質疑、意見および要望があり、農地開拓部長から答弁。

水産委員会

○1月17日 午後1時27分、議会運営委員会室において開議、午後3時30分散会、委員長 中松 英二(自民)

一般議事

① 委員長から、43年度水産関係国費予算に関する中央折衝の経過について報告、ついで、水産部長から主要国費予算の概要について説明があり、異議なくこれを了承。

② 大内委員(自民)から、内水面試験場設置に対する方針、ふ化場廃止の有無、定員との関係、新年度予算編成にのぞむ態度および考え方、

奥野(一)委員(社会)から、漁港整備に関し、漂砂の流入防止、技術の交流等総合研究に対する見解、第4次漁港整備計画に関し、北海道の意見具申および中核漁港との関連性、中核漁港指定もれの漁港に対する整備、まえ浜があれば海難事故も未然に防止できるとの指摘に関する部長の考え方、土現の漁港を輕易に扱っているのではないか、転落事故による海難事故が増加しているが、指導体制に対する再考、小型漁船の機関点検の不備、近代化資金枠の拡大、融資条件の見直しに対する見解、

原委員(社会)から、内水面水試構想は水試全体の検討の一環かどうか、中核漁港の具体的定義、中核漁港

指定数、第4次整備計画と中核漁港との関連、国に持ち込む漁港数、国の計画にもれた漁港を道単整備対象とすることの有無、漁港整備の順位、

武藤委員(社会)から、漁港整備問題について知事の執行方針を明確にされたい、

奈良委員(自民)から、漁港課(室)設置の検討方等について質疑、意見および要望があり、水産部長、振興計画課長から答弁。

文教林務委員会

○1月5日 午前11時40分、第1委員会室において開議、午前11時47分散会、委員長 渡部 勇雄(社会)

一般議事

教育長から、公立高等学校理数科等の設置についての説明を聴取した。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

- 1月19日 午後2時25分、第1委員会室において開議、午後3時50分散会、委員長 深山 和園(自民)
- ① 委員長から、経済審議会地域部会の報告の要約が配付のとおり提出された旨を報告、質疑は、精査のうえ行なうこととした。
 - ② 委員長から、昨年末から実施した43年度開発予算に対する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承、ついで、企画部長から、43年度開発予算の内示額等について説明、詳細説明を協議会形式で行なうため、午後2時59分休憩、(休憩中、引き続き企画部長から説明の後、井口委員(社会)、青木委員(社会)、大内委員(自民)、大沢委員(自民)および大石委員(社会)から、それぞれ質疑、意見および要望、企画部長から答弁)、午後3時49分再開、直ちに散会。

本日聴取した陳情

国道231号線の改良工事促進ならびに原子力発電所建設誘致について

浜益 村 長

石炭対策特別委員会

- 1月19日 午後3時40分、第4委員会室において開議、午後4時57分散会、委員長 福島 新太郎(自民)
- ① 商工部長および労働部長から、昭和43年度石炭対策特別会計予算の科目別について説明。
 - ② 武藤委員(社会)から、道予算の編成期に際し、石炭問題の位置づけおよび石炭産業に対する意見と現況の掘り下げ、ボイラーの石炭使用、川合委員(社会)から、口軽金の苦小牧進出と産炭地の特性、奈井江発電計画の変更の有無と共同火力のしわ寄せの有無、産炭地としての対処内容について質疑、意見および要望があり、副知事(那須)および商工部長から答弁。

北海道百年記念事業特別委員会

- 1月17日 午後零時50分、局長室において小委員会を開

議、午後1時3分散会、小委員長 松尾 三良(自民)

小委員長の互選

高橋(源)臨時小委員長から、小委員長互選の方法についてははかり、朝日委員(自民)の動議により指名推せんの方法により、松尾委員(自民)を小委員長に選出、次回小委員会の招集日時を小委員長に一任することとした。

- 1月17日 午後1時15分、第1委員会室において開議、午後1時30分散会、委員長 伊藤 弘(自民)
- ① 委員長から、さきに設置された小委員会の小委員長に松尾委員(自民)が選出された旨を報告。
 - ② 昨年末から2班をもつて実施した野幌森林公園の整備等43年度国費予算に関する中央折衝の概要を報告書により報告、異議なくこれを了承、ついで、百年記念事務局長から、その後の経過について説明の後、高田委員(社会)から、国の5カ年計画の全ぼうと青写真の有無、林道、瑞穂の池等道と林野庁との関係について質疑、事務局長から答弁。

札幌オリンピック冬季大会特別委員会

- 1月18日 午後1時58分、第1委員会室において開議、午後2時13分散会、委員長 中山 信一郎(自民)
- 総務部長から、昭和43年度札幌オリンピック関係予算について説明を聴取、異議なくこれを了承。



全国都道府県議会議長会

- 1月25日 都道府県会館において参与会を開催、つぎの事項について協議した。
 - 1 初議会が誕生するまでの事務局長の職務の権限について
 - 2 全議事務局「資料事務取扱要領」の一部改定及び全議事務局資料の改善等について
 - 3 臨時会の付議事項等について
 - 4 本会定例会提出議案の取り扱い等について
- 1月25日 都道府県会館において幹事会を開催、会長あいさつの後、全議事務局長から43年度政府予算編成に関する本会の運動経過について報告、異議なくこれを了承、ついで、42年度本会歳入歳出補正予算、臨時会に対する付議事項および議事運営等について協議した。
- 1月26日 都道府県会館において臨時会を開催、まず会長(広島県議長)のあいさつに引き続き、来賓の赤沢自治大臣からあいさつがあつた後、全議事務局長から、43年度政府予算編成に関する本会の運動経過について報告、全員異議なくこれを了承、ついで協議に入り、42年度本会歳入歳出補正予算および43年度本会歳入歳出予算ならびに明年度における都道府県議会議員等の海外地方行政調査団の計画を異議なく原案どおり承認または可決、このあと、会長から、都道府県議会議員の生存者叙勲基準引上げについて、本会として十分努力していく旨の発言があり、全員これを了承して閉会した。
- 1月26日 都道府県会館において地方行政、地方財政合同委員会を開催、座長(静岡県議長)のあいさつに引き続き、自治省細郷財政局長および長野行政局長から、当面する地方行財政上の諸問題について説明を聴取の後、各県から質疑、両局長から応答、ついで地方行政、地方財政両委員会の今後の運営について協議の結果、検討項目は各県議長から提出を願い、それぞれの委員会で決定することとした。

全国都道府県議会畜産振興対策協議会

- 1月8日 都道府県会館において役員会を開催、まず、会長(北海道議長)のあいさつに引き続き、来賓の農林省畜政課長から、あいさつおよび第1次査定の内容について詳細説明があつて協議に入り、畜産振興関係予算の確保に関する要望を決定し、関係方面に要望することとした。

全国都道府県議会離島振興促進協議会

- 1月8日 都道府県会館において総会を開催、会長(長崎県議長)のあいさつの後、全議局長から、要望事項等に対する経過報告が行なわれ、ついで来賓のあいさつがあつて協議に入り、43年度離島振興関係予算に対する復活要求のための要望書の作成ならびに関係方面への折衝について、会長に一任することを決定し、閉会した。

全国酪農経営安定対策連絡協議会

- 1月9日 東京ヒルトンホテルにおいて正副会長会議を開催、副会長(群馬県議長)および来賓のあいさつがあつて協議に入り、43年度農林省酪農関係予算についての要請書を決定し、関係方面に要望することとした。



行政実例

○農業委員会の事務にかかわる手数料条例の制定

(自治行第37号 昭和42年4月12日
熊本県総務部長宛 行政課長回答)

問 農業委員会が特定の個人のために行なう事務について
下記に掲げる手数料を条例で定めれば徴収することができるか。

- 1 耕作証明手数料
- 2 経営証明手数料
- 3 非農地証明手数料
- 4 農地法による申請書受理済証明手数料
- 5 農地法による許可書等の取消および訂正取扱手数料
- 6 土地台帳および写図閲覧手数料

答 2～4および6にかかる手数料についてはお見込みの
とおり。1および5の手数料については徴収できないも
のと解する。

○地方自治法第96条第1項第7号の議会の議決

(自治行第38号 昭和42年4月17日
東京都財務局長宛 行政課長回答)

問 本都においては、財産を交換し、または適正な対価な
くして譲渡し、もしくは貸し付ける場合については、財
産の交換譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年3月
東京都条例第25号)を定めているが、この条例に基づく
財産の処分については、地方自治法第96条第1項第7号
の議会の議決を要しないものと解してよろしいか。

答 お見込みのとおり。

○条例の定めなく徴収した手数料等の疑義

(自治行第48号 昭和42年6月6日
熊本県総務部長宛 行政課長回答)

問 某町において昭和33年から引き続いて原動機付自転車
の車体に標識を付する事務を行ない、その標識を交付す
る際に条例の定めなく登録手数料を徴収して来た。この
標識の交付自体は条例に基くものであるが、これは町の
軽自動車税の課税対象把握の手段であつて地方自治法第
227条第1項にいう特定の者にためにする事務というこ
とはできず、また登録手数料の実質は、原動機付自転車
の登録にあるのではなく標識取付の実費と考えることが
できる。

- 1 この場合、この登録手数料はできないと解してよい
か。
- 2 条例の定めなくして既に徴収した手数料について
は、「印鑑登録の手数料について(昭和34年3月9日自
丁行発第24号、東京都総務部長各都道府県総務部長宛
行政課長回答)」の第3項と同様に解することはでき
ず、当然無効の手数料の徴収であつて、その徴収され
た手数料は不当な利得として返還すべきものと解して
よいか。

答 1、2お見込みのとおり。

○退職年金に係る外国送金の場合の過剰金の取り扱い

(自治行第49号 昭和42年6月6日
福岡県出納長宛 行政課長回答)

問 外国居住の受給権者に退職年金を支払うため、指定金
融機関に資金を交付して送金の手続をさせる場合、外国
貨幣換算率により当該資金に過剰を生じたときは、当該
過剰金は次のいずれによつて取り扱うべきか。

- 1 送金のつど歳入に収納する。
- 2 送金のつど支出した科目に戻入する。

答 2お見込みのとおり。

○部設置条例案の修正

(自治行第60号 昭和42年7月1日
秋田県総務部長宛 行政課長回答)

問1 本県において現在、総務部、企画開発部、厚生部、
農林部、土地改良部、産業労働部、土木部の7部を設
置しているが(法定部数6部)、このたび農業行政の総
合的な推進及び林業行政の強化を図るため、農林部お
よび土地改良部を農業土地改良部および林務部に改め
る「秋田県部設置条例の一部を改正する条例案」を議
会に提案した。

この場合において

- (1) 議会において長が提案した議案(農林部および土
地改良部を農業土地改良部および林務部に改める条
例案、以下同じ)を、例えば農政部、土地改良部お
よび林務部とする修正をすることができるか。この
場合、1部増置となる。
- (2) 議会において長が提案した議案を例えば農政部、
土地改良部および林務部とし、企画開発部(地方自
治法第158条第3項の規定により、自治大臣と協議
し増置した部)を廃止することの修正はできるか。
この場合部の増減はない。
- (3) (2)の場合できるとすれば、地方自治法第158条第
3項の規定による協議が必要か。

2 地方自治法第158条第3項の規定による「予め自治
大臣に協議しなければならない」とされているが、そ
の時期は次のいずれに該当するか。

- (1) 条例案を議会に提案しようとするとき。
- (2) 条例案を議会に提案したとき。
- (3) 条例案が議会の議決を経たとき。

- 答 1 (1) 局部設置条例の発案権は知事のみにあるが、設問のごとき法第 158 条第 3 項の規定により都道府県知事が予め自治大臣と協議を要するような内容の修正は、知事の発案権を侵すものと解される。
- (2) 法第 158 条第 3 項の規定により自治大臣と協議して設置した部を廃止し、これにかえて他の部を設置することを内容とする修正は、提案権の侵害となると解される。
- (3) (2)によつて承知されたい。
- 2 (3)お見込みのとおり。

○教育関係予算の編成と教育委員会の意見聴取

(自治行第66号 昭和42年7月18日)
北海道総務部長宛 行政課長回答

問 教育関係予算の編成については、地方教育行政の組織および運営に関する法律第29条の規定により、「教育委員会の意見をきかなければならない」とあるが、これは教育委員会の意思の反映を図るためのものと解される。したがって、予算を編成するにあたり、教育委員会が個々に優先順位をつけ要求したのについて知事が教育委員会と最終的調整がつかないまま、その順位にかかわらず予算議案を作成した場合においても知事は教育委員会の意見をきき査定したのであるから同法の趣旨に反しないと思うがどうか。

また、教育長より知事が意見の聴取を受けた場合、教育長は教育委員会の指揮監督を受けて行なつたものであるから、同法第29条に規定する教育委員会の意見と解するがどうか。

答 前段、後段ともお見込みのとおり。

○請願紹介の取消

(自治行第69号 昭和42年7月26日)
名古屋市議会議長宛 行政課長回答

問 2人以上の紹介議員による請願書について、議会で受理されて後その中の一部議員が紹介を取り消す場合にも議会の同意を要するかどうか。

答 要するものと解する。

○法第 242 条第 1 項の住民監査請求の範囲

(自治行第70号 昭和42年7月26日)
大阪府監査委員事務局局長宛 行政課長回答

問 1 地方自治法第 242 条第 1 項の規定の範囲内で文化財保護法等に違反しているかどうかは、監査委員の機関として裁定できないものと解されるがどうか。

2 地方自治法第 242 条第 1 項の監査対象は財務会計上

の個々具体的な事実について違法又は不当な行為のあったことを指摘するものでなければならないと解されるがどうか。

答 1 および 2

法第 242 条第 1 項に規定する違法な公金の支出等には、公金の支出等の原因となる行為が法令に違反している場合も含むものであるから、その限りにおいて監査委員は公金の支出等の原因となる行為が法令に違反しているかどうかを判断することができる。

○交通事故等にかかる損害賠償金の支払方法

(自治行第73号 昭和42年8月7日)
岐阜県総務部長宛 行政課長回答

問 交通事故等にかかる損害賠償金について被害者の治療等が長びき相手方が示談交渉に応じないため、損害賠償が決定できない場合、被害者の困窮状況により治療費等を県において負担する必要があるか。

この場合

- 1 地方自治法施行令第 162 条第 6 号の規定に基づき、規則で定めれば損害賠償金の概算払をすることができるかと解するがどうか。
- 2 1により概算払をすることができるとした場合、地方自治法第96条第1項第12号の議決は、概算払をするときは得る必要はなく、相手方との話し合いでまとなり、損害賠償額が決定できる段階で得ればよいと思うがどうか。
- 3 1により概算払をした場合に、示談交渉が長びき損害賠償額の決定が翌年度以降になつたとき、当該概算払の最終的な精算は、当該年度において行なうことができないので、損害賠償が決定された年度において行なつても差支えないと解するがどうか。

答 1 損害賠償義務があることについて争いのない場合に限り、お見込みのとおり。

2 お見込みのとおり。

3 お見込みのとおり。

○資本の減少と地方自治法第96条第1項第9号の関係

(自治行第75号 昭和42年8月8日)
秋田県出納局長宛 行政課長回答

問 株主総会において「累積欠損金処理のため、株式併合の方法により、資本の額を2分の1に減少する」と決定した場合、県が株主として所有している株券も減少することになるが、この場合、地方自治法第96条第1項第9号に規定する権利の放棄に該当し、議会の議決を必要とするか。

答 議会の議決は必要ないものと解する。

○議会議員に対する退職記念品

(自治行第78号 昭和42年8月9日)
北海道総務部長宛 行政課長回答)

問1 町議会議員の改選により立候補辞退等のため退職した議員に対し、5,000円相当額の退職記念品を贈りたい。

この記念品を贈ることは、地方自治法第203条及び第204条の2の規定により、「退職手当に類する」ものとして抵触することになるか。

2 上記の議員に対し現品を任意に選択させたいという考え方にたつて、記念品代として現金で5,000円贈る場合も同様に抵触することになるか。

3 昭和32年1月30日自丁行発第11号兵庫県総務部長宛行政課長回答によると「名目上記念料として支出されたものであつても、当該手当が実質的に退職手当に類するものと認められる限り違法たるを免がれない」と行政指導がされているが、「実質的に退職手当に類する」と認められる範囲を具体的に教示願いたい。

答1 社会通念上儀礼的な範囲において記念品を送ることは差し支えないが、この社会通念上儀礼の範囲に属するかどうかは、記念品の趣旨・様、金額について、物価、団体の規模、財政状況等を総合して判断すべきである。

2及び3

1により承知されたい。

○指定金融機関に対する行政財産の使用認可及び使用料徴収

(自治行第81号 昭和42年8月14日)
長野県総務部長宛 行政課長回答)

問1 法第238条の4第3項の規定に基づいて、県の指定金融機関の事務所として、県庁内の一室を使用許可することは、行政財産の目的外使用の趣旨に反しないものと思われませんか。

2 事務を執行するものとして、公的性格又は公益性を有する機関と解してよろしいでしょうか。

答1及び2

一般的にはお見込のとおり。

○請求代表者証明書の交付

(自治行第87号 昭和42年9月28日)
神奈川県総務部長宛 行政課長回答)

問 別紙県条例案の制定の直接請求にかかる請求代表者証明書の交付申請があつた。法令上は県条例をもつて制定できるものと考えられるものである限り、この条例の内容が多額の財政負担を伴う等現実には照らし、いちじるしく妥当でないものであつても、請求代表者証明書を交付しなければならぬと解するかどうか。

答 お見込のとおり。

(別紙) 私立学校等の生徒、児童、園児の教育費の父母負担軽減に関する県条例(案)

第1条(目的) 神奈川県内の私立学校等に学ぶ生徒、児童、園児の教育費の父母負担を軽減して教育の機会均等を確保することを目的とする。

第2条(用語の定義) この条例において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

(1) 私立学校等とは、学校法人が神奈川県内に設置する高等学校、中学校、小学校、幼稚園(但し幼稚園においては宗教法人および個人によつて設置されたものも含むものとする)をいう。

(2) 生徒、児童、園児とは第(1)号に規定する私立学校等の生徒、児童、園児をいう。

(3) 教育費とは第(1)号に規定する私立学校等に納入するすべての費用をいう。

第3条(給付) 神奈川県内の私立学校等の生徒、児童、園児に交付する補助金は次の各号の定めるところによる。

(1) すべての生徒、児童、園児に交付する。

(2) 教育費として1人につき毎月1,000円

(3) 交付は学校長、園長を通じて父母に対し直接行なわれる。

附 則

この条例は昭和43年4月1日より施行する。

○教育長等に対する辞職勧告決議

(自治行第94号 昭和42年10月25日)
高知県総務部長宛 行政課長回答)

問1 教育長に対する辞職勧告の動議が成立した。この場合議長は、これを議決すべき事件でないとして撤回を求めることはできないか。

2 撤回することはできないとした場合、教育長は一般職である関係上他の一般職員に対しても辞職勧告ができるものと解してよいか。

3 教育長の教育委員としての辞職勧告(1と同じ場合)の場合はどうか。

答1～3 教育長その他の一般職の職員に対する辞職勧告決議は違法とはいえないが適当でない。

○神式または仏式による慰霊祭の執行

(自治行第95号 昭和42年11月1日)
宮崎県総務部長宛 行政課長回答)

問 本市は昨年まで12回にわたる戦没者慰霊祭を市主催で執行してきたが、諸情勢に鑑み42年度から忠霊塔保存奉賛会その他の団体の主催により執行し、その経費の一部

として市から神選料を支出したいが法に抵触するか。
答 主催者が宗教上の組織または団体であるかぎり、抵触するものと解する。

○第三者が他人の民事処分の有無につき証明を願った場合の取り扱い

(自治行第96号 昭和42年11月1日)
宮城県総務部長宛 行政課長回答

問 最近商取引その他私法上の契約等の必要上第三者が他人の民事処分(破産、禁治産および準禁治産の宣告)の有無について証明書の交付を請求する例が多く見受けられますが、この身分証明の取り扱いについては、昭和33年3月28日付自丁行発第62号東京都総務局行政部長宛自治庁行政課長回答および昭和39年7月17日付自治行第87号愛知県総務部長宛自治省行政課長回答により、本人の承諾書を添付した場合のほか証明書も交付すべきでないとしております。

しかし、他方では、法務省の指導の下に設置されている全国連合戸籍住民登録事務協議会の第17回総会および研修会(昭和39年10月28日～31日)その他の会議において、本人以外の第三者から身分証明願いがあつた場合、犯罪人名簿に基づく身分証明でない限り請求に応じてよいという決議がなされ、法務省および自治省に対し、この旨要望意見として提出されているようであります。

こうした事情から、最近各市町村における当該身分証明の取り扱いに若干混乱が見受けられるようでありますので、次の点について、ご見解を承りたい。

(1) 上記決議がなされた背景には、民事処分(破産、禁治産および準禁治産の宣告)に関することは、個人の秘密や名誉にかかることでもあるので、これをみだりに公表すべきでないとしても、禁治産および準禁治産の宣告については、戸籍記載事項になっており、戸籍簿の閲覧または戸籍謄本若しくは抄本の交付請求により第三者も容易に知り得るところであるから、身分証明願いがあつた場合、本人の承諾がなくとも証明書を交付してさしつかえないのではないかという意見があつて、これが背景となつているようでありますが、これについては、どう解すべきでしょうか。

(2) 上記決議は、単に任意団体または研究機関の要望意見にすぎず、本来、身分証明の事務については、自治省が市町村の指導行政庁と考えられるので、上記決議にかかわりなく、民事処分にかかる身分証明の取り扱いについては、従前からの自治省行政課長の回答に従つて処理してよいと解してよいでしょうか。

答 第三者が戸籍謄本又は戸籍記載事項について戸籍法に基いて交付申請があれば、正当な事由がない限り交付しななければならないと解されるが、戸籍記載事項でない破産証明については従来と変らないものである。

○県税の過誤納に伴う還付加算金の繰替払

(自治行第98号 昭和42年11月10日)
山形県出納長宛 行政課長回答

問 県税の過誤納に伴う還付加算金の支出については、納税者の利便と会計事務の簡素化の見地から、地方自治法施行令第164条の規定により繰替払によつて処理することが、最も能率的かつ合理的な方法であると思われる。しかしながら、これが取り扱いについて下記のとおり疑義があるのでご意見を承りたい。

地方税法第17条の4に規定する県税の当該年度にかかる還付加算金の支出において、納税者の便益と会計事務の簡素化のため、地方自治法施行令第164条第5号の規定に基づき財務規則に規定することにより、県税の収入金から一時繰り替えて使用することができると思うが、どうか。

答 お見込みのとおり。

○予定価格と議会の議決の要否

(自治行第99号 昭和42年11月10日)
全国都道府県議会議長会事務局局長
宛 行政課長回答

問1 議決を経た契約の変更の結果、その金額が要議決未満となつた場合の議決は不要との行政実例(昭和37年9月10日自治丁行第60号)があるが、これは法改正以前のものであり、当初の予定価格との関係から議決が必要であるとも考えられるがどうか。

2 予定価格、落札金額ともに条例で定める予定価格未満であつたが、その後の設計変更等により契約が条例で定める予定価格を超過することになる場合は、議会の議決を要するか。

3 予定価格が定例で定める予定価格未満であつたが、再度入札(令167の8等)による落札せず、随意契約によつた結果、その金額が条例で定める予定価格以上となつた場合は、議会の議決を要するか。

答1 議決は要しない。

2 お見込みのとおり。

3 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を締結する場合は、同条第2項により当初の予定価格を変更することができない。

○旧満洲国警察官等と行政書士の資格

(自治行第100号 昭和42年11月10日)
富山県総務部長宛 行政課長回答

問 関東庁及び満洲国の警察官として行政事務を担当した期間が通算して12年以上(略歴別記)の場合は、法第2条第2項第5号に該当する者と解するがどうか。

(別記)

略歴

昭和7年3月 関東庁警察官拝命
昭和12年12月 満洲国治外法権撤廃により満洲
国警察官拝命
昭和20年8月 終戦(終戦当時階級、監督警尉)

答 関東庁警察官として行政事務を担当した期間は法第2
条第2項第5号の期間に算入することはできるが、満洲
国警察官としての期間は算入することができない。

○県の分担金徴収事務を市町村長に委任した場合の取り扱い

(自治行第101号 昭和42年11月17日)
秋田県総務部宛 行政課長回答

問 土地改良法第91条第1項の規定により、県営土地改良
事業の分担金を徴収しておりますが、この分担金徴収事
務を地方自治法第153条第2項の規定により、市町村長
に委任した場合の市町村における会計上の取り扱いにつ
いて次の点に疑義がありますのでよろしくご回答願いま
す。

- 1 市町村長が徴収し県に納付するまでの間の当該分担
金は歳入歳出外現金として取り扱ってさしつかえない
か。
- 2 1によることができない場合は、当該分担金を歳入
歳出予算に計上することになると思うがどうか。
- 3 2による場合、市町村の歳入および歳出予算のいか
なる款項目節に計上するのが適当か。

答1 お見込みのとおり。

2及び3 1により承知されたい。

○住民訴訟の応訴に要する費用等

(自治行第102号 昭和42年11月21日)
広島県総務部長宛 行政課長回答

問 昭和34年末ごろ支出した「退職市議会議員に対する記
念品料及び行政視察旅費」に関し当該支出行為の取り消
し、ならびに当時の市長(現在は参議院議員)および市
議会議員(現在は呉市長)に、これら支出相当額の損害
金を賠償させるべき住民訴訟が提起されたが、この応訴
に要する費用等(弁護士の報酬)について次のとおり疑
義がある。

- 1 当時の市長および議長に対する地方自治法第242条
の第2項第4号にかかる部分について、支出当時は
機関としてなした行為であるので市費を支出できると
解してよいか。

なお、敗訴した場合はともかくも、特に勝訴した場
合においては、これを個人に支出させることは甚だ酷
と考えられる。

- 2 また、かりに勝訴のときは市費を支出できるとされ
た場合において一審で敗訴し、控訴審で勝訴したとき
等について。

- 3 なお、地方自治法第242条の2第7項の規定による
「勝訴」とは、勝訴判決の確定を意味するのか、また
は各審級ごとの勝訴を意味するのか。

答1 地方自治法第242条の2第1項第4号にかかるもの
については、市費を支出できないものと解する。

- 2 1により承知されたい。
- 3 勝訴判決の確定を意味するものと解する。

○市営住宅譲渡処分についての市議会の議決の効力および
事務執行の義務

(自治行第103号 昭和42年11月21日)
福岡県総務部長宛 行政課長回答

問 甲市は、昭和38年2月10日、他の4市と合体合併して
新乙市を設けたが、合併にさきだち同年2月7日の甲市
議会において甲市長提案の市営住宅譲渡議案を議決し、
幸い執行のまま新乙市となつた。その後当該市営住宅入
居者からは、早期払下げの要望が重ねられ今日に至つて
いる。

この場合

- 1 甲議会における市営住宅譲渡処分の議決は新乙市に
その効力が及ぶか。
- 2 新乙市に効力が及ぶものとすれば、これに伴い新乙
市は、払下げ義務を甲市が承継することとなるか。

答1 及ばない。

2 1により承知されたい。

○飼い犬取締条例改正に伴う疑義

(自治行第104号 昭和42年11月21日)
東京都衛生局公衆衛生部長宛 行政課長回答

問1 けい留義務違反の飼い犬を捕獲抑留し、引き取るべ
き旨を飼い主に通知しても引き取らない場合には処分
できる旨を条例に規定することができるかと解してよ
いか。

- 2 けい留義務違反である犬の処分に対して、条例中に
損失補償を規定する必要はないと解してよいか。
- 3 野犬に対して行なう薬殺について、その旨の周知を
行なうが、それでもなお、放し飼いにしていた飼い犬
が薬殺されたとき、飼い主に対して損害賠償をする必
要はないと解してよいか。

答1 公益上必要である限り、お見込みのとおり。

2 お見込みのとおり。

3 一般的にはお見込みのとおり。

○条例に基づく飼い犬の常時けい留

(自治行第105号 昭和42年11月21日)
鹿児島県衛生部長宛 行政課長回答

問1 農作物等他人の財産に損害を与える事件等を防止す

ること等を目的として飼い犬取締条例に次のような趣旨の条項を設けることができるか。

管理者は飼い犬を常時けい留しておくものとし、次の場合については除外規定を設ける。

ア 警察犬または狩猟犬を、その目的のために使用する
るとき。

イ 人畜、農作物に害を加えるおそれのない場所または方法で飼い犬を訓練し、移動し、もしくは運動させる
とき。

ウ 盲導または運搬の目的のために使用する
とき。

エ サーカス等飼い犬の曲芸を観衆に見せる目的のために使用する
とき。

オ 展覧会、競技会を行なう目的のために使用する
とき。

カ その他知事の許可を受けたとき。

2 上記のようなけい留の義務を課した場合、これに対する罰則を設けることができるか。

答 1 および 2 公益上必要であるかぎり、できるものと解する。

○私設郵便差出箱にかかる翌年度における取集料の支払

(自治行第 106 号 昭和42年11月21日)
(北海道出納長宛 行政課長回答)

問 道立の療養所において、郵便法(昭和22年法律第 105 号)第17条の規定により私設した郵便差出箱の取集料については、4月1日から9月30日までの分をその初日の前日(3月31日)までに納付しなければならないとされている(郵便規則第66条の2)。この経費は、前金払に該当するものと思われるが、この支払については、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 5 号に該当する経費として旧年度において、支払つて差し支えないか。

答 お見込みのとおり。

1 月のメモ

- 10 ○道警本部、43年中の交通白書を発表、件数 1 万 8,446 件、前年に比し、22.1%上回る、史上最悪、死者 656 人、負傷者 2 万 640 人。
- 12 ○青函トンネル調査坑の計画大幅修正か、通貫テスト必要、工事さらに 2、3 年延長。
- 13 ○閣議、43年度政府予算および財政投融资計画を決定、一般会計 5 兆 8,185 億 9,800 万円、財政投融资計画 2 兆 6,990 億円、抑制気味とはいえ大型化。
- 15 ○道開発予算案決まる、総額 1,337 億 7,000 万円、公共事業 7.1%、全国ベース(6.5%)を上回る。
- 16 ○パイパコフソ連副首相来日。
○道、最近の道内新卒者の農業就業動向をまとめる、深刻なあと継ぎ不足、農家の学卒就業者、わずか 30%。
- 18 ○道町村会、補助団体整理案を発表、廃止、脱退 59 団体、年間 1 億円以上の節減。
- 19 ○米原子力空母エンタープライズ佐世保入港。
○政府、43年度の税制改正要綱を正式に閣議で決定、酒 4 月、たばこ 5 月に値上げ。
- 20 ○美唄炭鉱でガス爆発、16 人死亡、2 人奇跡の生還。
- 23 ○農林省、米審、新委員決まる、中立系だけで構成。
- 24 ○中央電協、電力 10 年計画決まる、原子力発電は 11%に、10 年後の電力需要 2.3 倍増。
○日本学校安全会道支部、昨年の校内事故白書を発表、100 人に 2 人が事故にあっている。休み時間に多発。
- 25 ○第 23 回国体冬季大会スケート競技会開幕(帯広市)。
- 27 ○第 58 通常国会再開。
- 29 ○道警、非行少年白書を発表、大人を含めた全刑法との割合で 28.8%と 10 年振りに 30%割る。
- 31 ○釧路太平洋炭鉱で崩落事故、6 人生き埋め、(3 人死ぬ、救出の 3 人も重軽傷)。

昭和43年2月20日発行

北海道議会時報 (第20卷
第2号)

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局